

【 処置 】

９８ ネブライザの算定について

《令和６年３月２９日》

○ 取扱い

喉頭炎、アレルギー性鼻炎又は副鼻腔炎に対するＪ１１４ ネブライザの算定は、原則として認められる。

なお、口内炎に対する算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ネブライザは、霧状にした薬液を口や鼻から吸入・散布する治療法であり、喉頭下ネブライザ、副鼻腔ネブライザ及び鼻腔ネブライザがある。使用薬剤は、抗菌薬、ステロイド薬、抗アレルギー薬、粘液溶解薬、粘液調整薬、血管収縮薬等である。

このため、Ｊ１１４ ネブライザについて、喉頭炎、アレルギー性鼻炎及び副鼻腔炎に対する算定は、原則として認められるが、口内炎に対する算定は、原則として認められないと判断した。